

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、2022年4月1日に、株式会社青森銀行(以下、「青森銀行」という。)と株式会社みちのく銀行(以下、「みちのく銀行」という)の共同株式移転完全親会社として設立されました。当社グループは、グループ経営理念を定め、その実現を通じて、地域産業の更なる発展と地域住民の生活の向上を目指し、地域とともに持続的な成長を果たしてまいります。

また、当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っていくためには、実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築が経営の重要な課題であると認識し、経営の透明性及び健全性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

(経営理念)

- ・地域の未来を創る
- ・お客さまと歩み続ける
- ・一人ひとりの想いを実現する

(経営理念に込めた想い)

- ・私たちは、健全性を堅持するとともに、地域の課題や可能性に積極的に挑戦することで、明るく豊かな未来を創ります。
- ・私たちは、専門性を高めるとともに、期待を超えるサービスを追求することで、お客さまの信頼に応え、成長と発展に向けてともに歩み続けます。
- ・私たちは、自主性を尊重するとともに、多様な個性を力に変えることで、自信と誇りに満ちたやりがいのある組織を築き、一人ひとりの溢れる想いを実現します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】株主総会の円滑な運営

議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けて、株式会社ICJが運営する機関投資家向け電子行使プラットフォームの利用を、2023年度株主総会より可能とする予定であります。

【補充原則4-1-3】後継者計画

代表取締役等の後継者計画については、経営理念や経営戦略等を踏まえ、後継者候補の育成が適切に行われるよう、今後、計画の策定を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】(政策保有株式)

【保有方針】

政策保有株式については、当社グループと保有先との安定的・中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合や、地域開発ならび地域振興に寄与し、地域経済の発展に資すると判断される場合において、限定的に保有しております。

保有の意義・経済合理性を検証し、保有の妥当性が認められない場合には、市場への影響やその他考慮すべき事情にも配慮しつつ、取引先企業との十分な対話を経た上で、縮減を進める方針であります。

【保有意義・合理性の検証】

当社グループでは、保有の意義や、保有に伴うリスクとリターン、資本コストを踏まえた中長期的な経済合理性等を定期的に検証し、保有の可否を判断しております。

保有の適切性・合理性が認められない場合には、市場への影響やその他考慮すべき事情にも配慮しつつ、売却に向けた対応を行い、縮減を図っております。

2022年3月末基準の検証結果(2022年5月31日開催の取締役会にて検証)は以下の通りとなります。

当社グループで保有する政策保有株式については、約8割の保有先が経済合理性の基準を上回っております。基準を下回る保有先については、当社グループの事業戦略、ならびに地域への貢献度合い等の保有意義も含め、総合的に検証を行った結果、一部の保有先について、取引先と十分な対話を経た上で縮減を進めることといたしました。

【議決権行使の基準】

原則として全ての議案に対して議決権を行使します。議決権行使に当たり、保有先の経営方針やガバナンス体制、経営状況等を勘案したうえで、保有先や当社及び当社グループの中長期的な企業価値向上に資するか等の観点から、総合的に賛否を判断いたします。

保有先や当社及び当社グループの中長期的な企業価値向上に大きな影響を与えうるような重要な議案(組織再編、買収防衛策、重大なコンプライアンス違反等)については、必要に応じて保有先との対話等を行い、十分に検討し、賛否を判断いたします。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社や株主の利益に反する取引が行われることがないよう、取締役の競業取引及び当社・取締役間の利益相反取引について、取締役会の承認が必要である旨を「取締役会規程」の決議事項に定めており、当該承認に際しては、取引条件やその決定方法の妥当性について審議した上で意思決定を行ってまいります。

また、銀行法及び金融商品取引法等に基づき、利益相反により顧客の利益が不当に害されることを防ぐため、「利益相反管理基本方針」を掲げ

ております。当社グループ内取引については、アームズ・レングス・ルールの遵守を徹底してまいります。

加えて、監査等委員会監査等基準において、監査等委員会は、競争取引及び利益相反取引等について、取締役の義務に違反する事実がないかを監視し検証しなければならない旨を定めております。

【補充原則2 - 4】(中核人材の登用等における多様性の確保)

1. 多様性の確保についての考え方

当社は、職員一人ひとりが高い専門性を発揮するプロフェッショナルとなり、意思決定の場に多様な能力や価値観を反映させることで、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいりたいと考えております。また、今後の事業領域拡大に対応できるように、性別や国籍、採用形態などの属性に捉われない採用や管理職への登用等を推進し、更なる多様性の確保に努めてまいります。

2. 多様性の確保に向けた取り組み

青森銀行及びみちのく銀行では、性別や国籍、採用形態等の属性に関わらずに、職員一人ひとりが主体的に能力を発揮できるよう、人材育成や社内環境の整備に努め、多様な人材の総活躍を推進しております。各行の取り組みは以下の通りとなります。

○青森銀行

〔人材育成・採用〕

・人材育成については、「全員がプロフェッショナル」、「一人ひとりが期待役割を遂行」の基本的考え方のもと、実効性の高い人材育成施策を展開しております。また、WillCanMustフレームワークに基づく評価制度の運用を通じて、職員の挑戦と成長、主体的なキャリア形成を支援しております。

・性別や国籍等の属性に捉われない柔軟な採用を行うとともに、コンサルティング機能の向上やDX推進に向け、専門人材の中途採用を強化しております。

〔社内環境の整備〕

・期待される役割に対する貢献度や成果、発揮された能力に基づいて公正に処遇する人事制度を2021年4月から導入し、職員の専門性向上とプロフェッショナル化を推進しております。

・多様な人材が能力を発揮する機会を広げるため、フレックスタイムやテレワークの導入等により、柔軟な働き方を推進するほか、有給休暇の取得推進などワーク・ライフ・バランスを推進しております。

〔多様性確保に向けた数値目標〕

青森銀行では、女性の管理職登用について、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく行動計画(「あおぎん『ウーマン・アクティブ』プログラム」)において、下記目標を掲げ、女性幹部・管理職の育成に取り組んでおります。なお、外国人については母数が限定的であることから、管理職登用に関する数値目標は設定しておりません。

< 2018年度までに女性の管理・監督職者を30%増加(2016年3月末比) >

「あおぎん『ウーマン・アクティブ』プログラム」第1フェーズ(実績)

2019年3月末 32.6%

< 2021年度までに年間の新規役席登用者における女性割合20%以上 >

「あおぎん『ウーマン・アクティブ』プログラム」第2フェーズ(実績)

2020年3月末 15.0%

2021年3月末 32.4%

2022年3月末 57.9%

< 2025年度までに年間の新規役席登用者における女性割合40%以上 >

「あおぎん『ウーマン・アクティブ』プログラム」第3フェーズ(計画)

計画期間(2022年度～2025年度)40.0%以上

○みちのく銀行

〔人材育成・採用〕

・女性支店長のキャリア形成支援のための「メンター制度」を実施しているほか、女性の法人営業業務への人材シフト育成を行っています。また、行内の多様な能力を生み出す風土醸成の一環として、研修の公募化や未経験業務へのチャレンジ制度の促進を行っています。

・性別や国籍などに捉われない採用を行うとともに、コンサルティング営業の実現に向け、高い専門性や多様な経験を重視した専門人材の中途採用を積極的に進めております。

〔社内環境の整備〕

・ダイバーシティ推進に向けた専門部署「ダイバーシティ推進室」を設置し、多様な人材・価値観を受け入れる組織風土の醸成に努めております。

・具体的には、フレックス勤務やテレワークの利用等の柔軟な働き方の促進や休暇取得促進等によるワーク・ライフ・バランスの充実を図っているほか、事業所内保育施設の設置、副業の導入、障がい者の活躍に向けたチーム「Pastel」の活動などに取り組んでおります。

〔多様性確保に向けた数値目標〕

みちのく銀行では、女性管理職比率を下記のとおりとする目標を掲げ、女性幹部・管理職・中途採用者の育成に向けて、多様な人材の活躍を推進してまいります。なお、外国人については母数が限定的であることから、管理職登用に関する数値目標は設定しておりません。

< 女性管理職比率 >

第5次中期経営計画(実績)

2019年3月末 25.0%

2020年3月末 26.9%

2021年3月末 27.2%

第6次中期経営計画

2022年3月末 29.4%(実績)

2023年3月末 29.0%(計画)

2024年3月末 30.0%(計画)

【原則2 - 6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社グループでは、企業年金が運用の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、グループ各社において、以下の体制を構築しております。

○青森銀行

・青森銀行では、基金型確定給付企業年金制度を採用しており、企業年金の積立金の運用は、青森銀行企業年金基金により行われております。企業年金基金の運営にあたっては、財務・会計の知識を有する適切な人材を配置しております。また、人事・財務・市場取引等の業務に精通した者、受益者代表として従業員組合執行委員を構成員とする「資産運用委員会」において、運用の方向性を審議し、「理事会」「代議員会」で決議しております。企業年金の積立金の運用にあたっては、運用の基本方針及び運用指針を定めるとともに、将来にわたって健全な基金運営を維持するために必要な運用目標を達成するため、政策的資産構成割合を定めております。また、運用業務については、スチュワードシップコードの受け入れを表明している資産管理運用機関に委託しております。運用状況については、定期的にモニタリングを実施しており、受益者にも情報を還元し、安定的な資産形成と年金財政の適正な運営を実現するための体制を構築しております。なお、企業年金基金の事務局担当者については、企

業年金連合会の研修や投資機関各社が実施する各種セミナーへの参加等により、必要な業務知識の習得を行っております。また、受益者と青森銀行の間に生じ得る利益相反については、企業年金基金の意思決定における重要機関である「資産運用委員会」「理事会」「代議員会」の構成員に、受益者代表の従業員組合執行委員を加えることで、利益相反が生じないようにしております。

○みちのく銀行

・みちのく銀行では、2013年4月に100%企業型確定拠出年金制度へ移行しており、同制度の加入者については個人での運用を行っております。一方、企業年金制度変更前の退職者に対する年金支給に関しては、閉鎖型の規約型確定給付企業年金制度を実施しております。規約型確定給付企業年金制度における積立金の運用にあたっては、運用に関する基本方針を定めるとともに、将来に亘って健全な年金制度運営の維持に必要な運用目標を達成するために、政策的資産構成割合を定めています。また、各年度の運用方針や商品選定については、適切な知見を有する人材がその決定に加わっております。

みちのく銀行はスチュワードシップコードの受け入れを表明している資産管理運用機関に規約型確定給付企業年金の運用を委託しており、運用機関からは定期的に年金資産の運用状況の報告を受けております。

また、事務局担当者については、企業年金連合会の研修や投資機関各社が実施する各種セミナーに出席させるなどして必要な業務知識を習得しております。利益相反に関しましては、積立金の運用を複数の運用機関へ委託し、個別の投資先選定や議決権行使を各運用機関へ一任することで、規約型確定給付企業年金の受益者とみちのく銀行との間で利益相反が生じないようにしております。

【原則3 - 1】(情報開示の充実)

1. 経営理念・経営戦略・経営計画

当社は、「会社の目指すところ(経営理念等)」「中期経営計画」等をホームページ等で開示しております。

(経営理念：<https://www.procrea-hd.co.jp/company/idea.html>)

(中期経営計画：https://www.procrea-hd.co.jp/shareholder/medium_plan.html)

また、その進捗状況や取組内容についても、会社説明会資料等の事業報告において開示することとしております。

2. 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書「1.1.基本的な考え方」に記載しておりますのでご参照下さい。

3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社「取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」につきましては、本報告書の「2.1.【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますのでご参照下さい。

4. 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

【方針】

取締役候補者は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保し、多様性と適正な規模を両立する構成とすることを前提に、次の事項を有する者を候補者としております。

(1)優れた人格・見識を有し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する能力に優れていること。

(2)全社的な見地から、経営課題を把握する能力に優れていること。

(3)自らの資質向上に努める意欲が旺盛なこと。

(4)社外取締役については、職務遂行に必要な高い能力や見識、十分な社会的信用を有し、当社経営理念に基づき、その能力等を発揮することが期待できること。

(5)監査等委員である取締役については、常に公正不偏の態度を保持し、監査・監督品質向上のため、たゆまぬ自己研鑽を行い、かつ経営全般の見地から経営課題を把握する能力を有すること。

【手続】

経営陣・経営陣幹部の選解任及び取締役候補者の指名については、社外取締役を含む任意の諮問機関である指名・報酬等委員会を設置し、同委員会での審議を行うとともに、監査等委員会において妥当性についての検討及び意見形成を行った上で、取締役会の決議により決定することとしております。

また、監査等委員である取締役候補者の指名については、指名・報酬等委員会での審議を行うとともに、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会の決議により決定することとしております。

5. 役員個々の選解任・指名の説明

当社の取締役・監査等委員個々の選任・指名につきましては、青森銀行の「臨時株主総会招集ご通知」及びみちのく銀行の「臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集ご通知」に掲載しており、両行のホームページで開示しております。

(青森銀行：https://www.a-bank.jp/contents/guide/ir/kabunushi_soukai/)

(みちのく銀行：<https://www.michinokubank.co.jp/about/investor/soukai/soukai.html>)

【補充原則3 - 1】(サステナビリティについての取組み等)

1. サステナビリティに関する基本方針

【ブロックチェーン・ホールディングスサステナビリティ方針】

「彩り豊かな未来を、次の世代に」

私たちは、愛する“ふるさと”を美しいまま次の世代に受け継いでいくため、彩り豊かな未来の創造に向けて挑戦してまいります。

地域におけるあらゆる課題や無限の可能性と向き合い、環境、社会、ガバナンスの観点から持続可能な事業活動を通して皆さまとともに歩み続けます。

【ステークホルダーとのお約束】

「自然・環境」：環境保全と調和した地域経済の成長を目指し、気候変動や自然への影響を常に意識しながら事業活動に取り組んでまいります。

「地域社会」：自然資本・人的資本の価値が最大限発揮され、ますます魅力あふれる社会となるよう、皆さまとのコミュニケーションを大切に地域社会の発展に貢献いたします。

「お客さま」：お客さまの最良のパートナーとして、社会の変化に対応しながら、常にお客さまに安心かつ最適なソリューションを提供いたします。

「従業員」：役職員一人ひとりが健康で自分らしくいきいきと働き続けられ、多様な活躍ができる会社づくり・組織風土づくりを進めてまいります。

「株主・投資家」：地域の皆さまとともに発展し、すべてのステークホルダーより高い信頼を寄せられる、魅力ある企業であり続けます。

2. 取組内容

当社のサステナビリティ活動に関する取組内容については、今後当社ディスクロージャー誌で開示してまいります。

また、サステナビリティに関する実績は、両行のホームページで開示しております。

(青森銀行：<https://www.a-bank.jp/contents/guide/aboutabank/csr/library/index.html>)

(みちのく銀行：<https://www.michinokubank.co.jp/about/csr/csr/>)

3. 人的資本への投資

人的資本への投資等に関しては、プロクレアHD中期経営計画に記載しておりますのでご参照下さい。(https://www.procrea-hd.co.jp/company/idea.html)

4. 気候変動に係る開示

当社は、2022年4月にTCFD提言への賛同を表明しており、TCFD提言の枠組みに基づく開示に向け、取り組み体制の整備を進めております。

気候変動を含むサステナビリティを巡る課題への対応については、取締役会が決議した基本方針の下、取締役社長を議長とする経営会議で審議を行うこととしております。また、経営企画部担当役員をサステナビリティ担当役員に位置づけ、グループ会社と連携して対応していくこととしております。

今後は、気候変動に係るリスクや機会について、必要なデータの収集や分析を進め、影響の把握に努めるとともに、情報開示の充実化を図ってまいります。また、顧客を中心に地域におけるサステナビリティの取り組みが活発になるように働きかけを行ってまいります。

【補充原則4 - 1】(経営陣に対する委任の範囲)

1. 当社の取締役会は、法令や定款に定められた事項のほか、「取締役会規程」等において定められた事項について決定いたします。

2. 当社の取締役会は、意思決定の迅速化や取締役会の監督機能強化を目的に、法令に定める事項を除く重要な業務執行の全部または一部を取締役社長に委任することができるものとしております。また、取締役会で決議した事項において、その具体的執行方法や細目等を経営会議に委任することができるものとしており、委任の範囲については規程に定めております。

【原則4 - 9】(独立社外取締役の独立性判断基準)

当社の「社外役員の独立性判断基準」につきましては、本報告書の「2.1.[独立役員関係]その他独立役員に関する事項」に記載しておりますのでご参照下さい。

【補充原則4 - 10】(独立した指名委員会・報酬委員会の設置による独立社外取締役の適切な関与・助言)

当社は取締役の選解任や報酬、後継者計画などの重要な事項の検討にあたり、社外取締役の適切な関与や助言を得る機会を確保し、公正性・透明性・客観性を強化することを目的に、取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬等委員会」を設置しております。上記の重要な事項につきましては、指名・報酬等委員会において審議の上、取締役会に答申し、取締役会にて決定いたします。指名・報酬等委員会の構成員は、取締役社長及び社外取締役5名で構成しており、社外取締役が過半数を占めております。委員長は、取締役社長が推薦し、指名・報酬等委員会の決議によって選定いたします。

【補充原則4 - 11】(取締役会の多様性に関する考え方等)

当社の取締役会は、取締役会の全体としての多様な知見・専門性を備えたバランスの取れた構成を図るとともに、定款の定める範囲において、取締役会の機能が効果的・効率的に発揮できる適切な員数を維持する方針としております。各取締役が有する知見や専門性のうち、取締役会において特に発揮が期待されるものにつきましては、後記の【図3】(当社取締役会におけるスキル・マトリックス)をご参照下さい。

【補充原則4 - 11】(取締役・監査役の兼任状況)

当社取締役の他社との主な兼任状況は、青森銀行の「臨時株主総会招集ご通知」及びみちのく銀行の「臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集ご通知」に掲載しており、両行のホームページで開示しております。

(青森銀行:https://www.a-bank.jp/contents/guide/ir/kabunushi_soukai/)

(みちのく銀行:https://www.michinokubank.co.jp/about/investor/soukai/soukai.html)

【補充原則4 - 11】(取締役会の実効性評価)

当社は、各取締役に対し、取締役会の実効性評価のためのアンケートを実施し、指名・報酬等委員会や監査等委員会、取締役会で議論・評価を行うこととしております。

なお、設立後1年間の活動・運営状況等を踏まえた分析・評価を行い、その分析・評価結果の概要を2023年度の本報告書で開示いたします。

【補充原則4 - 14】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

当社の取締役(監査等委員を含む)が、期待される役割・責務を適切に果たすために必要な知識・情報の取得・更新等が出来るよう、外部機関による講習等も含め必要なトレーニング機会を継続的に提供するとともに、その費用を支援します。

【原則5 - 1】(株主との建設的な対話に関する方針)

1. 株主との建設的な対話

株主との建設的な対話にあたっては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で対応してまいります。

2. 建設的な対話を行うための体制

当社は株主との対話全般についての統括責任者として、IR担当役員を指定しております。詳細につきましては「3.2.IRに関する活動状況」をご参照下さい。また、経営企画部をIR担当部署とし、関連部署と連携のもと適切かつ分かりやすい情報開示を図るよう、適時・適切に対応してまいります。

3. 個別面談以外の対話手段の充実に関する取組み

当社は毎年会社説明会を行うほか、ホームページにおいても説明会資料の開示を行うなど、適切な情報開示に努めてまいります。

4. 株主からの意見等のフィードバック

株主の皆さまとの建設的な対話を通じて収集・把握した意見等については、担当部署が分析を行い、経営陣に対して適切に情報を共有いたします。

5. インサイダー情報の管理

当社はインサイダー取引の防止に関する内部規定を制定しており、対話に際してのインサイダー情報の適切な管理を行ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,722,798	9.50
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	1,441,808	5.03
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,426,892	4.97
明治安田生命保険相互会社	565,835	1.97
日本生命保険相互会社	478,087	1.66
青森銀行職員持株会	375,251	1.30
住友生命保険相互会社	338,200	1.18
損害保険ジャパン株式会社	315,226	1.09
株式会社みずほ銀行	296,056	1.03
田中建設株式会社	257,029	0.89

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

外国人株式保有比率及び大株主の状況は、2022年3月31日時点における両行株主名簿に記載された株主の株式数を、株式移転比率(青森銀行1:みちのく銀行0.46)で調整後に合算したものです。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
三國谷 勝範	他の会社の出身者													
樋口 一成	他の会社の出身者													
岩木川 雅司	他の会社の出身者													
若槻 哲太郎	弁護士													
石田 深恵	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三國谷 勝範			・三國谷勝範氏と当社グループとの取引はなく、社外取締役の独立性に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略いたします。	・三國谷勝範氏は、金融庁長官、預金保険機構理事長等を歴任し、金融行政において豊富な経験と幅広い知見を有していることに加え、青森県出身者として地域への深い理解を有しております。経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待でき、当社の中長期的な企業価値向上が図れるものと判断したため、社外取締役として選任しております。 ・同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」における基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。

樋口 一成		<p>・樋口一成氏は、当社グループと取引のある株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)の執行役員や同行子会社の代表取締役等を務めておりましたが、2016年に退任しております。社外取締役の独立性に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略いたします。</p>	<p>・樋口一成氏は、大手銀行の役員や大手クレジットカード会社の代表取締役を務めるなど、金融実務と会社経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待でき、当社の中長期的な企業価値向上が図れるものと判断したため、社外取締役として選任しております。</p> <p>・同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」における基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。</p>
岩木川 雅司		<p>・岩木川雅司氏は、当社グループと取引のあるSMBC日興証券株式会社の代表取締役を務めておりましたが、2020年に退任しております。また、当社グループと通常の銀行取引のある株式会社ヒューレックスの執行役員を務めておりましたが、2021年に退任しております。社外取締役の独立性に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略いたします。</p>	<p>・岩木川雅司氏は、大手証券会社において代表取締役を務めた経験を有するなど金融実務と会社経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有していることに加え、青森県出身者として地域への深い理解を有しております。経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待でき、当社の中長期的な企業価値向上が図れるものと判断したため、社外取締役として選任しております。</p> <p>・同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」における基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。</p>
若槻 哲太郎		<p>・若槻哲太郎氏と当社グループとの取引はなく、社外取締役の独立性に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略いたします。</p>	<p>・若槻哲太郎氏は、弁護士として、法律に関する高い見識と専門性を有しており、企業法務に関する実務経験やIT等の知見も豊富であります。経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待でき、当社の中長期的な企業価値向上が図れるものと判断したため、社外取締役として選任しております。なお、同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>・同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」における基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。</p>
石田 深恵		<p>・石田深恵氏は石田法律事務所勤務しており、過去に当社の連結子会社である青森銀行は同法律事務所と顧問契約を締結しておりましたが、過去3年において同法律事務所に対する金銭等の支払はございませんでした。また、現在は青森銀行と内部通報窓口業務の委託契約を締結しておりますが、社外取締役の独立性に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略いたします。</p>	<p>・石田深恵氏は、弁護士として、法律に関する高い見識と専門性を有しており、企業法務に関する実務経験も豊富であります。経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待でき、当社の中長期的な企業価値向上が図れるものと判断したため、社外取締役として選任しております。なお、同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>・同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」における基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する部署として監査等委員会室を設置し、監査等委員会の指揮命令下で職務を執行する職員を配置しております。当該職員は業務の執行に係る役職を兼務しないものとし、また人事異動等についてはあらかじめ監査等委員会の同意を得るものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査部署及び会計監査人から期初に監査計画の説明を受け、期中に適宜監査状況の聴取を実施したうえで、期末に監査結果の報告を受けるなど緊密な連携を図ることとしております。また、代表取締役と経営課題、監査上の重要課題について定期的に意見交換するほか、内部監査や内部統制部門の活動状況等の報告を受け、内部統制システムのモニタリング機能の実効性について監視・検証を行うこととしております。加えて、会計監査人と会計監査内容について、定期的に意見及び情報の交換を行うなど監査の実効性の確保に努めてまいります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬等委員会	6	0	1	5	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬等委員会	6	0	1	5	0	0	社外取締役

補足説明

指名・報酬等委員会は指名・報酬等に関する事項について審議し、取締役会に提案、提言することとて、透明性の高い経営に資することを目的としております。同委員会は、指名・報酬等委員会規程に基づき、取締役社長と社外取締役から構成し、委員長は社外取締役の中から、同委員会の決議により選定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

(社外役員の独立性判断基準)

当社は、独立性判断基準を以下の通り策定しております。

1. 当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者ではないこと。
2. 当社グループの主要な取引先である者またはその業務執行者ではないこと。
3. コンサルタント、会計専門家または法律専門家等については、当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと。
4. 当社グループの主要株主またはその業務執行者ではないこと。
5. 当社グループより、多額の寄附金を得ている者またはその業務執行者ではないこと。
6. 1～5に過去3年以内に該当していないこと。
7. 1～6に該当する者(重要でない者を除く)の近親者ではないこと。
 - 1「当社グループを主要な取引先とする者」当社グループとの取引による売上高が、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上である先をいう。
 - 2「当社グループの主要な取引先である者」当該取引先との取引による収益が当社グループの直近事業年度の連結粗利益の2%以上である先をいう。
 - 3「多額」過去3年平均で年間100万円または当該取引先の年間費用の30%のいずれか大きい額を超える金額とする。

- 4「主要株主」直接・間接に10%以上の議決権を有する株主とする。
- 5「重要でない者」会社の役員及び部長クラスでない者とする。
- 6「近親者」二親等以内の親族とする。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社の連結子会社である青森銀行及びみちのく銀行では下記の通り「業績連動型報酬制度」を採用しております。

○青森銀行

「業績連動型株式報酬制度」を採用しております。本制度は、青森銀行が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対しては信託期間中の毎事業年度終了後の所定の時期に、取締役等の役員に応じた「固定ポイント」と青森銀行の毎事業年度における業績目標の達成度に応じて変動する「業績連動ポイント」を付与しております。受益者要件を充足した取締役等に対しては、当該取締役の退任時に、保有するポイントに応じた当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付及び給付をしております。

○みちのく銀行

「業績連動報酬制度」及び「業績連動型株式報酬制度」を採用しております。「業績連動報酬」は、対象となる取締役の業務執行の成果である銀行の本業及び全体の業績向上に対する意識を高めるため、各取締役の業績貢献度合いに応じ、「基礎報酬」の金額を100%として上下一定割合の増減率を乗じて算出し、100%を超える部分が「業績連動報酬」となります。当該増減率は、別途定義する「本業利益」と「当期純利益」の実績金額を組み合わせた業績マトリックスを指標としております。「業績連動型株式報酬」は、中長期的な企業価値向上との連動性を明確にするため、株式価値に連動したインセンティブが働くことを目的とした信託を活用した業績連動型の株式報酬としております。株式の交付のため、事業年度毎に「基礎報酬」及び「業績連動報酬」の総額に対して、職位等により一定の割合を乗じて算出された額をポイントに換算して付与しております。受益者要件を満たした取締役に対しては、その退任時に、保有するポイントに応じたみちのく銀行株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を交付及び給付しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等の総額は、有価証券報告書にて開示する予定です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等は、株主総会で承認されている報酬額の範囲内で、代表取締役社長及び社外取締役にて構成する指名・報酬等委員会にて透明性をもって審議を行い、取締役会において決定します。その水準は、当社の安定的かつ持続的な成長及び中長期的な業績向上と企業価値増大に資するよう適正なものとするともに、役位・職責に応じて決定します。報酬体系は、現金支給する「月額報酬」のみとします。

監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で承認されている報酬額の範囲内で、監査等委員会の協議により決定します。

なお、当社の連結子会社である青森銀行及びみちのく銀行の役員を兼ねる取締役に関しては、その主たる報酬を、各行において定められた業績連動報酬及び業績連動型株式報酬を含む報酬等の額または数の算定方法、報酬の種類ごとの割合、支給の時期等の決定方針に基づいて支給します。各行の決定方針は以下の通りとなります。

○青森銀行

青森銀行では、2016年6月23日開催の第108期定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、取締役(監査等委員である取締役を除く)と監査等委員である取締役とを区別した報酬額を設定し、報酬の決定に関する方針を次のとおり定めております。

(報酬の決定に関する方針)

青森銀行の役員報酬については、2016年6月23日開催の第108期定時株主総会において、年額の報酬限度額を定め、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額を「216百万円以内」、監査等委員である取締役の報酬等の額を「55百万円以内」としております。

また、2018年6月26日開催の第110期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度の導入を決議し、上記報酬限度枠とは別枠で、取締役(監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く)及び執行役員(国外居住者を除く)(以下、「取締役等」という。)の業績連動型株式報酬における、当社株式及び当社株式の換価処分相当額の金銭の交付及び給付額の上限を、「2019年3月末日で終了する事業年度から2022年3月末日で終了する4事業年度においては合計で592百万円(株式報酬型ストックオプションからの移行措置分を含む)」とし、制度の延長が行われた場合は「以降の連続する3事業年度ごとに195百万円」としております。

報酬体系については、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)の報酬等は、基本報酬として役位、職責に応じて月次で支給する「月額報酬」、単年度の業績等に応じて年1回支給する「賞与」、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めるための「業績連動型株式報酬」で構成されております。なお、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬等は、業務執行を行う他の取締役から独立した立場であることを考慮し、「月額報酬」のみとしております。

報酬水準については、役位および業績目標の達成状況等を考慮し、短期的な業績のみならず、中長期的な業績向上と企業価値増大に資するよう適正な水準とすることを基本方針としております。なお、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合については、役位上位者ほど業績連動報酬の割合を高め、業績向上に対するインセンティブを高める方針としております。

○みちのく銀行

(基本方針)

みちのく銀行の取締役(監査等委員である取締役を除く、以下同じ。)の報酬は、企業理念を实践できる取締役に相応しい人材の確保、ならびに中長期的な業績の向上と企業価値の増大を図るインセンティブとして機能することを基本方針としております。

具体的には、金銭報酬である「基礎報酬」および「業績連動報酬」、ならびに「業績連動型株式報酬」で構成する体系としております。これらの報酬は、株主総会で決議された総額の範囲内において、取締役会においてあらかじめ定められた「役員報酬等規程」、「役員株式給付規程」に基づき、取締役会が決定いたします。

なお、「基礎報酬」の金額は、役位・職責に応じて銀行の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して設定しております。

(取締役ごとの報酬体系)

業務執行取締役の報酬は、「基礎報酬」および「業績連動報酬」、ならびに「業績連動型株式報酬」により構成し、非業務執行取締役(社外取締役を除く。)の報酬は、「基礎報酬」および「業績連動型株式報酬」により構成されます。これらの構成割合は、役位・職責に応じてみちのく銀行の業績等を総合的に勘案して設定しております。

また、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、その職務に鑑み、独立性を確保する観点から「基礎報酬」のみで構成されています。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員である社外取締役を補助するため、監査等委員会室に職員を配置し、社外取締役に必要なサポートを行っております。また、社外取締役の業務に必要なサポートとして、必要に応じて所管部署から議案の事前説明を行います。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

当社には相談役・顧問等の制度はありませんが、当社の連結子会社である青森銀行及びみちのく銀行においては下記の通りとなっております。

○青森銀行

会長、頭取経験者等を顧問及び相談役とする場合があり、現在該当者は2名です。顧問及び相談役は経営には関与せず専ら地域貢献活動に従事しております。任期は原則1年で、必要に応じて更新可能となっております。顧問及び相談役の委嘱、解職及び報酬等については、取締役会での決議により決定しております。

○みちのく銀行

会長、頭取経験者等を顧問とする場合があり、現在該当者は1名です。顧問は経営には関与せず専ら社外活動及び取引先との関係維持等に従事いたします。任期は原則1年で、必要に応じて更新可能となっております。顧問の選任、再任及び報酬等については、取締役会での決議により決定しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)10名(うち社外取締役2名)、監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)の計14名で構成されております。原則として毎月1回開催し、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行状況を監督してまいります。

・取締役会から委任を受けた事項や業務全般の重要事項を協議・決定し、業務全般の運営状況を管理するほか、取締役会が取締役に委任した事項について審議を行う機関として経営会議を設置しております。また、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるため、経営会議の下部組織として、ALM・収益管理委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等を設置しております。

・監査等委員会は、監査等委員である取締役4名で構成され、原則として毎月1回開催します。監査等委員会監査につきましては、監査等委員会監査等基準に基づき監査等委員会で決議した監査方針及び年度監査計画に従って、取締役会等における取締役の職務執行状況の監視・検証を行うとともに、内部監査部門とも連携しながら業務監査等を実施してまいります。そのほか、内部統制部門及び会計監査人と意見交換を行い、内部統制システムの整備・運用状況について監視・検証を行ってまいります。

・内部監査部署として取締役会直轄の組織である監査部を設置しております。監査部では、当社及びグループ会社を対象とした内部監査を実施し、経営上の各種リスクに対する内部管理態勢並びに法令等順守態勢の状況を検証・評価するなど内部統制システムの整備・運用状況について監査するとともに、その結果に基づいて取締役会及び監査等委員会への報告、あるいは各部署への改善提案を行ってまいります。また、会計監査人と定期的に会合を開催するなど緊密な連携を保ち、会計監査内容について意見及び情報の交換を行うなど監査の実効性の確保に努めてまいります。

・会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人を選任し、定期的な監査のほか、会計上の課題については随時確認を行い会計処理の適正性の確保に努めてまいります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることができると考えることから、監査等委員会設置会社の機関設計を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知は、株主総会開催日の3週間以上前の発送を旨とし、早期発送に努めます。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して株主総会を開催することにより、出席者数の増加に努めます。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法(インターネット)による議決権の行使を導入する予定としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け電子行使プラットフォームの利用を、2023年度株主総会より可能とする予定であります。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知の英訳を実施し、当社ホームページ上に掲載する予定としております。
その他	株主総会の招集通知は、株主総会開催日の4週間以上前を旨として、当社ホームページ上に掲載する予定としております。また、遠方株主等の傍聴機会の拡大を企図し、バーチャル株主総会との併用に取り組む予定であります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、アナリスト・機関投資家向けに代表取締役が業績や経営戦略について説明を行う予定としております。	あり
IR資料のホームページ掲載	年1回、アナリスト・機関投資家向け決算説明会で使用した資料を当社ホームページへ掲載する予定としております。経営企画部を担当部署としております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念を「地域の未来を創る」「お客さまと歩み続ける」「一人ひとりの想いを実現する」とし、ステークホルダー(自然・環境、地域社会、お客さま、従業員、株主・投資家)からの満足度及び信頼度の向上を目指してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社におけるサステナビリティ方針を定め、当社ホームページにて開示しております。当社グループにおける取り組みについては当社ホームページやディスクロージャー誌等にて開示しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会において、以下の「内部統制システムの整備に関する基本方針」を制定しております。

第1条 当社およびグループ会社の取締役および職員等(以下、「役職員等」という。)の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1.当社の取締役会は、当社およびグループ会社の役職員等が法令等遵守の重要性を認識するとともに、反社会的勢力との関係遮断を含めた社会的規範を遵守し、その職務を遂行するため、「コンプライアンス基本方針」および法令等遵守に関する規程等を制定する。
- 2.当社の取締役会は、法令等に則った厳格な業務運営の確保のため、年度毎に「グループコンプライアンス・プログラム」を策定し、その推進ならびに進捗状況を管理する。加えて、業務全般の法令等遵守事項を審議し、法令等遵守全般の運営状況を管理することを目的として、経営会議の下に「コンプライアンス委員会」を設置する。
- 3.当社の経営会議は、法令等遵守の全社横断的な一元管理を行うとともに、法令等遵守に必要な事項を審議、決定、指示する。また、経営会議は、法令等遵守に関する審議事項等を取締役会に報告する。
- 4.当社は、法令等遵守に関する統括部署としてリスク統括部を設置し、当社リスク統括部担当役員をコンプライアンス統括責任者とするほか、各部の部長をコンプライアンス責任者とし、法令等遵守体制の整備および維持を図る。必要に応じて各担当部署にて、要領・マニュアルの策定および研修を実施する。
- 5.当社の取締役は、法令または定款に違反する重要な事実、または当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。
- 6.当社およびグループ会社の全ての役職員等は、「内部通報制度」の活用等により、コンプライアンスを実践するための職場環境の整備と不正・違反行為の未然防止、早期発見を図る。なお、当社の取締役会は、報告を行った役職員等が報告等を理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。
- 7.当社の内部監査部署である監査部は、当社およびグループ会社各部署における法令等の遵守状況について監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。

第2条 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 1.当社取締役の職務の執行に係る情報・文書は、文書管理に関する規程等を制定し、保存および管理する。
- 2.当社の取締役会、監査等委員会、経営会議、その他各種委員会の議事録は、法令及び各社内規程等に基づき作成し、適切に保存および管理する。

第3条 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1.当社の取締役会は、「リスク管理方針」を制定し、当社およびグループ会社のリスク管理に関する方針を決定するとともに、リスク全体の統括部署としてリスク統括部を設置し、リスクを管理する。加えて、経営企画部担当役員を委員長とする「ALM・収益管理委員会」および、リスク統括部担当役員を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理態勢強化に向けた施策の企画立案・推進・管理を行う。また、各種リスクについては、リスク毎の管理規程等に定める担当部署が、リスクを管理する。
- 2.当社のリスク統括部は、当社の各担当部署が所管する当社およびグループ会社における各種リスクを統括して管理を行うとともに、その結果について取締役会へ報告する。
- 3.当社の監査部は、リスク管理体制の有効性について監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。
- 4.不測の事態が発生した場合には、危機管理対策本部を設置し、適切かつ迅速な対応策を審議・決定し、損害の拡大を防止する。

第4条 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1.当社の取締役会は、役職員等の業務執行の基本となる「中期経営計画」を策定するとともに、事業年度毎の「経営計画」を策定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。
- 2.当社の取締役会は、組織および職制・分掌・権限に関する規程等を制定し、効率的に業務を遂行する。
- 3.当社の取締役会は、「取締役会規程」に定める一定事項の決定等について、経営会議または取締役社長へ委任することができる。取締役社長は、委任された事項の執行状況を取締役会へ報告する。
- 4.当社の取締役は、業務執行状況について取締役会に報告する。

第5条 当社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1.当社およびグループ会社は、経営理念に基づき、企業集団としての事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行う。グループ会社の統括部署である経営企画部は、法令等遵守体制やリスク管理体制の整備等内部統制システムの整備を目的に、グループ会社の管理に関する規程を制定し、業務管理部署を定め、当社への協議および報告ならびにモニタリング等の体制を整備する。
- 2.当社は、グループ会社が策定する事業年度毎の経営計画について、その業務執行状況の報告体制を整備するとともに、必要な規程等を整備するよう管理・指導し、業務が効率的に行われる体制を確保する。
- 3.当社およびグループ会社は、「財務報告に係る内部統制規程」に基づき、当社およびグループ会社の財務報告に係る内部統制体制を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。
- 4.当社およびグループ会社の役職員等が法令等違反に関する重要な事実を発見した場合には、リスク統括部に報告する。内部通報制度による場合は、定められた通報先へ報告する。なお、報告を行った役職員等が報告等を理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。
- 5.当社の監査部は、当社およびグループ会社の業務執行状況について業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。

第6条 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および所定の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項

- 1.当社は、監査等委員会の職務を補助するために監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助する職員(補助者)を配置することにより、監査等委員会の監査等の実効性を確保する。
- 2.当社の監査等委員会補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。なお、監査等委員会補助者の独立性や指示の実効性を確保するため、監査等委員会補助者の人事異動・人事評価については、予め監査等委員会の同意を得る。

第7条 当社およびグループ会社の役職員等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- 1.当社およびグループ会社の役職員等は、法令等に違反する重要な事実または当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合には、監査等委員会に必要な報告および情報を提供する。
- 2.当社およびグループ会社は、監査等委員会に報告および情報を提供した役職員等について、当該報告等を理由として不利益な取扱いを行うこ

とを禁止する。

3.当社の監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議など重要な会議に出席できるものとし、必要に応じて役職員等による報告を求めるほか、監査等委員がいつでも各種議事録の閲覧等により執行状況を確認しうるものとする。

4.当社は、当社の内部監査部門から当社の監査等委員会に当社及びグループ会社の内部監査結果を報告する体制を整備する。

第8条 当社監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

1.当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第三百九十九条の二第4項に基づく費用の前払等の請求をした時は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

第9条 その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1.当社は、監査等委員会が代表取締役と経営課題、監査上の重要課題等について定期的に意見交換を行うなど連携を図ることにより、監査が実効的に行われる体制を整備する。

2.当社は、監査等委員会が会計監査人と会計監査内容について、定期的に意見および情報の交換を行うなど、連携を図ることにより、監査が実効的に行われる体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会において、以下の「反社会的勢力に対する基本方針」を制定しております。

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に毅然として対応し、一切の関係を遮断するべく、以下の通り基本方針を定め、グループ全体としてこれを遵守します。当社を含むグループ各社において反社会的勢力との取引を遮断し、業務の適切性および健全性の確保に努めます。

1. 組織としての対応

当社グループは、反社会的勢力に対しては、当社役員主導のもと、当社グループ全体で対応します。また、反社会的勢力に対応するグループ各社の役職員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

当社グループは、グループ各社を通じ、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な関係構築に努めます。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

当社グループは、反社会的勢力とは取引を含めた一切の関係を遮断します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当社グループは、反社会的勢力からの不当要求に対しては毅然と拒絶し、必要に応じて民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

当社グループは、反社会的勢力に対しては、裏取引、不適切な便宜供与、資金提供は一切行いません。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

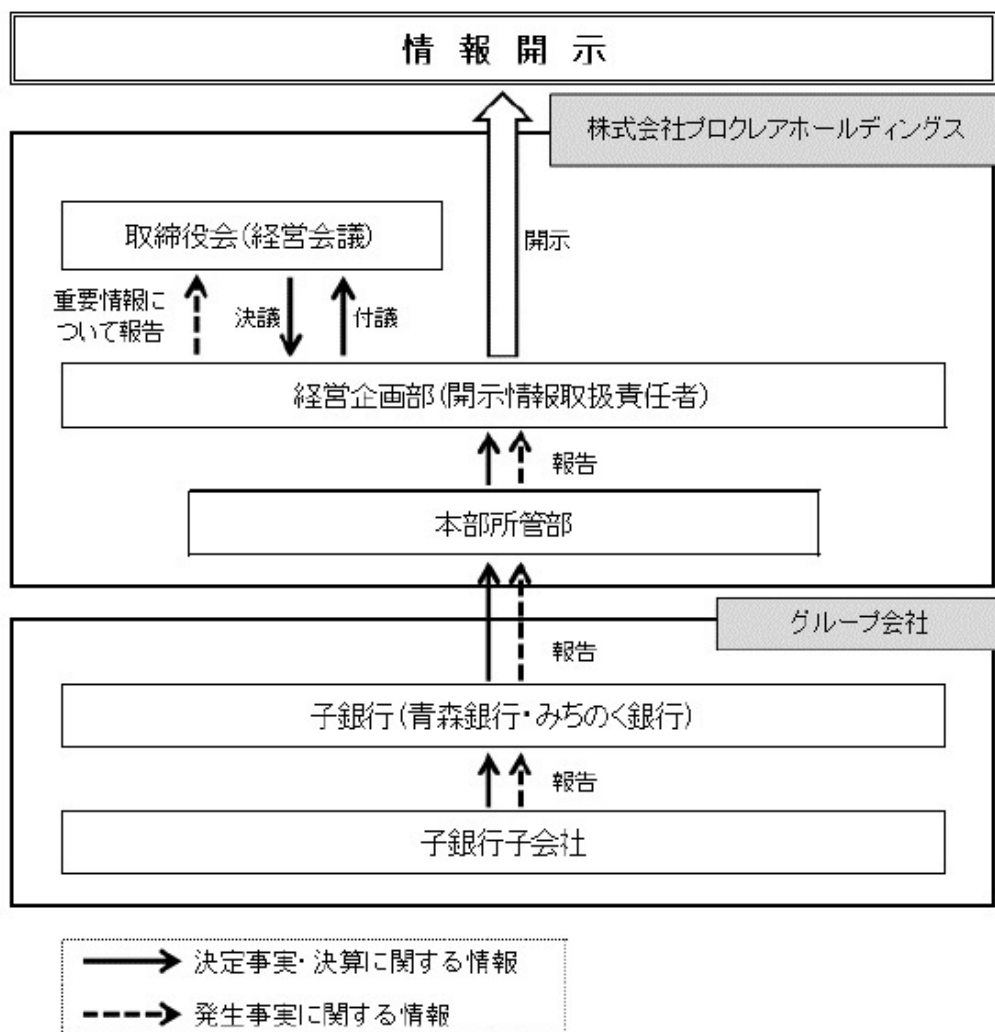
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制につきまして、【図1】、【図2】の体制図をご参照下さい。

【図2】適時開示体制の概要



【図3】当社取締役会におけるスキル・マトリックス

当社の取締役会は、全体として多様な知見や専門性を備えた、バランスのとれた構成としております。
 下記マトリックスでは、各取締役が有するスキルのうち、取締役会において特に発揮が期待されるものを表示しております。

社内取締役		取締役会において特に発揮が期待されるスキル						
役職	氏名	企業経営	営業・マーケティング	財務・会計	リスクマネジメント	人事・人材開発	DX/ICT	国際・市場運用
代表取締役社長	成田晋	●		●	●			
代表取締役副社長	藤澤貴之	●		●		●		
取締役	石川啓太郎	●	●	●				
取締役	稲庭勉	●			●		●	
取締役	田村強				●	●	●	
取締役	森庸		●			●		
取締役	白鳥元生		●	●				
取締役	須藤慎治	●		●				●
取締役（監査等委員）	中川晃		●		●			●

社外取締役		取締役会において特に発揮が期待されるスキル				
役職	氏名	企業経営	行政	法律	金融	地域経済
社外取締役	三國谷勝範		●		●	●
社外取締役	樋口一成	●			●	
社外取締役（監査等委員）	岩木川雅司	●			●	●
社外取締役（監査等委員）	若槻哲太郎			●		
社外取締役（監査等委員）	石田深恵			●		

※ 上記は、各人の経験や知識等を踏まえ、特に発揮が期待されるスキルの一覧であり、各人の有する全ての知見を表すものではありません。